平成２１年（フ）第１６９７９号
東京都荒川区荒川６丁目47―７―201
債務者　星　　愛子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６９８０号
神奈川県横須賀市公郷町４丁目67　佐藤方
債務者　荒川　博子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６９８１号
沖縄県沖縄市泡瀬５丁目34―37―202
債務者　與島　静香（旧姓糸数）
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６９８２号
神奈川県横浜市戸塚区戸塚町533―２
債務者　荒木　弓恵
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６９８３号
東京都江東区東陽１丁目20―１―202
債務者　浅野まどか（旧姓河合）
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６９８４号
三重県鈴鹿市長太栄町２丁目14―１、住民票上の住所三重県鈴鹿市弓削２丁目６―18
債務者　大河原多希子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６９８６号
神奈川県座間市東原３丁目12―18
債務者　濱安　厚行
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６９９０号
兵庫県宍粟市山崎町鹿沢220―１
債務者　坂本　由美
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６９９１号
秋田県山本郡八峰町八森字八森後６
債務者　山内恵美子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６９９４号
大阪府大阪市平野区喜連西３丁目１―22―720
債務者　土屋　佳織（旧姓鏡原）
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７００６号
福島県須賀川市保土原字寺作田42―23
債務者　白石　恵子
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７００９号
千葉県松戸市栗山139―４―101、住民票上の住所千葉県松戸市栗山605―５
債務者　鈴木　雄司
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７０１０号
東京都墨田区業平１丁目３―13
債務者　杉尾　太陽
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７０１３号
東京都西東京市芝久保町１丁目23―１　野田商事内
債務者　高橋　一俊
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７０１４号
東京都西東京市柳沢６丁目２―１―305
債務者　溝渕　征子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部